

令和七年三月三十一日付け広島県報（定期）第二十五号に登載の広島県規則第三十三号（生活保護法施行細則及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則）の一部を次のように訂正する。

総務局総務課長

ページ	行
一四	表中上段「改正後」の二一 十号によるものとする。
	正
	誤
	〽〽〽十号によるものとする。